

委託業務仕様書

1 委託名称

令和8年度 県庁舎他火災報知設備等総合点検業務委託

2 委託場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号他

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 点検対象機器

(1) 岡山県庁舎及び議員立体駐車場

ア 自動火災報知設備

(ア) 防災監視盤 (R型) ホーチキ(株)型式 HRN-ABS2550FGA

(イ) 総合操作盤 ホーチキ(株)型式 HRO-AHS510FGAZ(R30)

(ウ) 情報処理盤 (副表示装置2台を含む) 中継器盤等

イ その他 (別添、機器集計表のとおり)

(2) 岡山県庁舎北駐輪場

ア 受信機 1台

イ その他 (別添、機器集計表のとおり)

5 委託内容

- (1) 消防用設備等における消防法第17条の3の3の規定による機器点検 (1回/6ヵ月) 及び総合点検 (1回/年) を行う。
- (2) 情報処理盤及び副表示装置のメンテナンス (ファン及び排熱口の埃除去等) を行う。
- (3) 建築基準法第12条の規定による防火設備の点検 (1回/12ヶ月) を行う。
- (4) 点検時に発見された不具合 (レリーズ、感知器、誘導灯バッテリー) は、本委託内で補修し整備を行う。なお、レリーズ、感知器及び誘導灯バッテリーは、県で支給する。
- (5) 上記防災盤及びCRTに表示される全ての名称や動作表示等について、現地状況との不一致があった場合は、修正を行う。
- (6) 管轄の消防署への書類 (着工届・設置届) 提出及び検査立ち会いを行う。

6 一般仕様

- (1) 消防署提出様式により、点検報告書を、機器点検・総合点検においてそれぞれ3部ずつ提出すること。
- (2) 点検実施状況写真を1部提出すること。
- (3) 図面を現状にあわせて修正し、製本及びCADデータを提出すること。
- (4) 点検対象機器等の数量について内訳書と相違がないか確認し、相違が有る場合はリストを作成し提出すること。
- (5) 点検の都度、点検作業報告書を提出し、監督員に報告すること。なお、点検報告書は、消防設備士が作成すること。
- (6) 受信機は、ホーチキ株式会社製であり、火災報知システム専門技術者の資格を有する者が操作・点検・整備等を行うこと。また、複数の班に分かれて作業を行う場合は、その作業に必要な資格を有する者を各班に1名以上配置すること。
- (7) 作業日程については、県担当者と協議の上、決定すること。

7 その他

- (1) 本業務の全部若しくは主体的部分を下請けに付さないこと。
- (2) 本業務実施の上で当然必要なものについては、仕様書や内訳書に記載されていない部分についても、これを補完すること。
- (3) 本業務実施に当たっては、常に安全の確保に細心の注意を払い、安全関係の諸規定を遵守し、労働災害の防止に努めること。
- (4) 本業務実施に当たっては、監督員の指示に従うこと。
- (5) 現場代理人又は現場責任者は、業務遂行中は現場に常駐すること。
- (6) 作業中は、常に写真入り身分証明書（名札）を携帯のこと。
- (7) 県庁舎内では言動に注意し、節度ある態度をもって業務を行うこと。
- (8) 県庁舎自動火災報知設備における技術的提案をすること。
- (9) 疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、その指示に従うこと。
- (10) 落札後、内訳書を提出すること。
- (11) 受注者は、本業務で知り得た情報を、監督員の許可なく第三者に漏らしてはならない。

機器集計表

県庁舎

No.	名 称	規 格	合計
1	感知器	差動式スポット型	713
2	感知器	定温式スポット型	30
3	感知器	アナログ式熱	67
4	感知器	煙	124
5	感知器	アナログ式煙	754
6	中継器		34
7	P型1級発信機		68
8	表示灯		68
9	音響装置（地区）		101
10	ガス漏れ検知器（警報付）		10
11	誘導灯		117
12	防火扉（ドア式）		119
13	防火ダンパー		102
14	手動式防火シャッター		12
15	耐火クロススクリーン		63
16	可動垂れ幕		26
17	排煙口		34
18	排煙機連動試験		3
19	非常コンセント設備		4
20	防火扉連動操作	12条点検	119
21	防火シャッター連動操作	12条点検	12
22	クロススクリーン連動操作	12条点検	63
23	常時閉鎖式防火扉点検	12条点検	30

北駐輪場

No.	名 称	規 格	合計
1	感知器	差動式スポット型	44
2	P型1級発信機		4
3	表示灯		4
4	音響装置（地区）		4